

回 覧

(公印省略)
令和8年1月 吉日

群馬県 県土整備部 建築課

関係地区にお住まいの皆様

大規模盛土造成地の点検作業に伴う 土地の立ち入りについて

平素より県行政の推進につきまして、格段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。昨年度に引き続き、県内の大規模盛土造成地(前橋・高崎・伊勢崎・太田を除く)の点検調査を行うにあたり、業務を下記点検業者に委託いたしました。

点検調査に伴い、大規模盛土造成地に該当する敷地内に、調査員が立入る場合がありますが、ご理解とご協力の程よろしくお願ひいたします。

なお、点検調査の際はご不便をお掛けしないよう留意しますが、お気づきの点がございましたら、下記までご連絡をお願いいたします。

記

- 1 点検箇所 別紙図面のとおり
- 2 点検期間 令和8年1月中旬～令和8年2月下旬
(実質調査期間：一箇所につき1日程度)
- 3 作業内容 目視による盛土の点検
- 4 担当者 群馬県建築課
TEL：027-898-3942
盛土安全推進室 盛土安全推進係 小山
- 5 点検業者 技研コンサル株式会社
TEL：027-231-0111
建設コンサルタント部 丸岡、古井戸
- 6 その他 点検作業員は身分証明書を常時携帯して作業を行います。
点検は基本的に道路からの目視作業のため、民地内に入ることはできません。敷地に入る必要が生じた場合は改めて、お声がけしてから点検いたします。

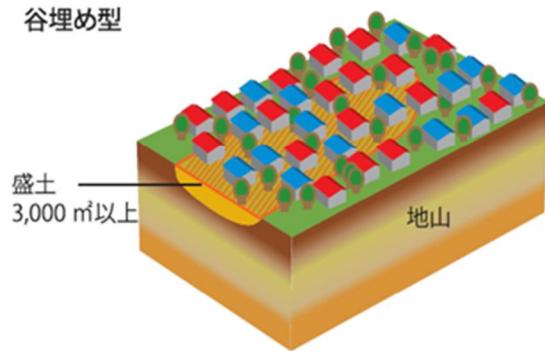
○大規模盛土造成地とは

- ・盛土造成地のうち以下の要件に該当するものを「大規模盛土造成地」と呼びます。

1) 谷埋め型大規模盛土造成地

盛土の面積が3,000m²以上

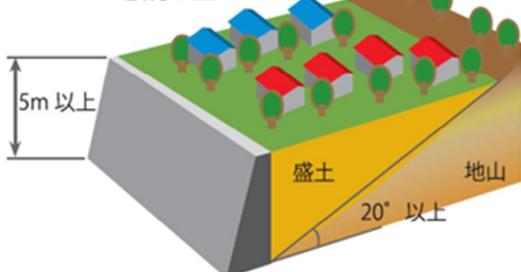
谷埋め型



2) 腹付け型大規模盛土造成地

盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5m以上

腹付け型



○今回の点検内容について

- ・今回の点検は大規模盛土造成地の危険性を判定する調査ではなく、変状が無いかの目視確認になります。

○点検箇所

